

【勤務日について】

社会福祉協議会の職員の勤務は、週休2日を基本に年間の勤務日数（勤務時間）が定められており、土・日・祝日も勤務日とする交代制となっています。

このため、「日曜日の募金活動」もその日が勤務日の職員により実施されたものと思われま
すし、人員の不足などで休暇の職員がやむを得ず勤務した場合は、他の日に振替休暇が与え
られていると思います。

【社協だよりについて】

各個人のご意見ですのでコメントできませんが、広報紙は社会福祉協議会の情報提供や住
民の皆さんに支援をお願いする手段として、また、会費や寄付金、補助金などの使途・会計
状況等の報告手段として重要であると考えます。

社会福祉協議会について

平成24年9月 庄原市社会福祉課

庄原市社会福祉協議会は、社会福祉法人であり

社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を目的とする団体」で、その法律では、区域内で社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する旨を規定しています。

また、社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。とされています。

なお、次の事業を行うこととなっています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【会費について】

前記法律の「区域内で社会福祉に関する活動を行う者が参加する」旨の規定から、多様な活動（社会福祉活動を含む）を行っている市内の自治振興区、自治会、地区社協に対し、1世帯当たり年間500円の会費をお願いされていますが、会費の徴収方法は各自治会等で異なっており、年間会費の中に含んで徴収される場合や、その都度、申込書に記名を求めた上で徴収される場合などがあります。

ご意見の方は、前段の「年間会費の中に含んで徴収される場合」に該当していると思われるのですが、この場合、自治会等の総会における決算報告や予算提案の際に内訳を説明されるのが一般的であり、何らかの方法で了承を受け又は確認を行っておられると思います。

【公共か民間か】

前述のとおり、社会福祉協議会は法令に規定された社会福祉法人であり、「公共か民間か？」と問われれば「民間」となりますが、会社法人等とは異なり「営利を目的としない公共的団体」に位置付けられます。

【公共施設の利用について】

庄原市社会福祉協議会は、庄原市ふれあいセンター内に「法人事務局及び庄原地域センター」が、庄原市老人福祉センター内に「介護の統括部門と庄原地域の介護事業部」があるほか、6つの地域に「各地域センター」が所在し、いずれも公共施設内に事務所を構えています。

合計で9の公共施設を使用されていますが、市が定めた基準額（減額あり）に基づいて使用料を年額約170万円納付されているほか、電気料金等の実費負担を求めている施設もあります。

一方、庄原市ふれあいセンターなど、市民が利用できる施設については、市が一定額を負担して、利用の受付や許可を含む施設管理をお願いしています。（指定管理といいます。）